

令和 8 年産飼料作物等の県基準単収の設定について（案）

経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第 2 の 1 の(9)の④に基づき、水田活用の直接支払交付金にかかる飼料作物及びWCS用稲の基準単収を下記により設定する。

1 基準単収

(1) 飼料作物

昨年と同様、牧草 2,500kg/10a、ソルゴー 4,307kg/10a、青刈りとうもろこし 4,370kg/10a とする。

〔考え方〕

- ア 国に統計データがある牧草、ソルゴー、青刈りとうもろこしの 3 品目については、このデータを活用し直近 3 か年の平均値を県基準単収とする。なお、この統計データを毎年調査するのは、当該作物の主産県でのみであり、主産県にあたらない福島県については平成 26 年、平成 29 年、令和 5 年の 3 か年を直近のデータとする。
- イ 県基準単収は、地域区分を設けず県全域とする。
- ウ 牧草については、収穫回数や混播等の栽培法による区分はしない。
- エ 県基準単収によらない地域農業再生協議会毎の基準単収の設定も可能とする。

○飼料作物の福島県基準単収（単位：kg/10a）

品目	平成 26 年	平成 29 年	令和 5 年	県基準単収
牧草	2,220	2,510	2,770	<u>2,500</u>
ソルゴー	3,870	4,570	4,480	<u>4,307</u>
青刈りとうもろこし	4,510	4,640	3,960	<u>4,370</u>

※生草重

(2) WCS用稲

1,976kg/10a とする。

〔考え方〕

- ア 国に統計データがないWCS用稲については、直近 3 か年（令和 5 年～7 年）における県生産実績（作付面積、生産量）から各年の平均単収を算出し、3 か年の平均値を県基準単収とする。
- イ 県基準単収は、地域区分を設けず福島県全域とする。
- ウ 県基準単収によらない地域農業再生協議会毎の基準単収の設定も可能とする。

○福島県におけるWCS用稲の取組状況と県基準単収

項目	令和5年	令和6年	令和7年	県基準単収
取組者数（人）	844	769	607	—
作付面積（ha）	1,061	1,081	861	—
生産量（t）	19,862	21,151	18,065	—
単収（kg/10a）	1,871	1,958	2,099	<u>1,976</u>

（３）その他

上記（１）及び（２）以外の品目については、生産実績が限られているため、県基準単収を設定せず、該当品目のある地域農業再生協議会が、独自の考え方で基準単収を設定する。

○その他の飼料作物

項目	品目
子実を利用するもの	とうもろこし、エン麦等
青刈り類	稲、麦、ヒエ等
根部等を利用するもの	かぶ、かぼちゃ、ビート等

２ 今後の進め方

- （１）６月中旬までに地域農業再生協議会に対し県基準単収を提示する。
- （２）地域農業再生協議会独自の単収を設定する場合は、平均値算出にかかる当該作物の作付面積、収穫量、採用理由等を整理し、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議宛て８月末まで提出する。
- （３）福島県水田農業産地づくり対策等推進会議は、各地域協議会の基準単収をとりまとめた一覧表を東北農政局福島県拠点に９月中旬までに情報提供を行う。